

趣旨

- 市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるもの。
- 市町村は、整備指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備する。

改正経緯

- 昭和36年8月:「消防力の基準」の制定
市町村が火災の予防、警戒等を行うために必要な最小限の施設、人員を定めることを目的に制定
(その後、消防機器の性能向上や災害事象の多様化等を受けて、5度にわたる一部改正)
- 平成12年1月:全部改正
「必要最小限の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」に改め、市町村の自主的決定要素を拡充
- 平成17年6月:一部改正
消防職員の職務能力に関する基準、兼務の基準、防災・危機管理に関する基準等を追加し、告示の題名を「消防力の整備指針」に変更
- 平成20年3月:一部改正
化学消防車の配置台数に原子力発電所の数等を追加し、泡消火薬剤の備蓄量は、原子力発電所等の数も勘案して定めることとした。

主要内容(常備消防に関するもの)

項目	施設に係る指針	人員に係る指針
消防本部	—	人員総数: 次の要員の合算
消防署所	<p>【市街地】 人口規模に応じた数を基準とし、地域における諸事情を勘案した数を設置</p> <p>【市街地以外】 地域の実情に応じて設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両運用に必要な人員数 ○ 通信員 管轄人口10万ごとに5人 ○ 予防要員 防火対象物数等に応じた数を基準とし、事務執行体制を勘案した数 ○ 庶務要員
消防ポンプ自動車 (動力消防ポンプ)	<p>【市街地・準市街地】 人口規模に応じた数を基準とし、地域における諸事情を勘案した数を配置</p> <p>【市街地・準市街地以外】 地域の実情に応じて、必要な数を配置</p>	市街地の署所に配置された車両1台につき5人 (積載資機材等の条件により4人)
はしご自動車	一の消防署の管轄区域における中高層建築物(高さ15m以上)がおおむね10棟以上ある場合等に当該消防署所に1台以上配置	
化学消防車	危険物施設数に応じた数を基準として、製造所等の数、規模、種類等を勘案した数を配置	
・大型化学消防車 ・大型高所放水車 ・泡原液搬送車	石油コンビナートがある場合に配置	—
救急自動車	人口規模に応じた数を基準とし、昼間人口及び1世帯当たりの人口、出勤状況等を勘案した数を配置	1台につき3人 (うち1人以上は救急救命士)
救助工作車	消防署の数と同数(省令に規定)を配置	1台につき5人
指揮車	消防署の数と同数を基準として、地域における諸事情を勘案した数を配置	1台につき3人以上、 (うち1人は司令長又は司令)
特殊車	地域の実情に応じて配置	機能を十分発揮できる人数
非常用消防自動車等	地域の実情に応じて配置	—

主な内容(消防団に関するもの)

項目	施設に係る指針	人員に係る指針
消防団	<p>一市町村に一団設置</p> <p>ただし、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合は、この限りではない。</p>	<p>人員総数: 次の数の合算数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防ポンプ自動車等の運用に必要な団員数 ○ 大規模災害時の避難誘導に必要な団員数 住民を避難場所(公立小学校)へ1時間で避難誘導するために必要な団員数 ○ 自然災害の発生の蓋然性等を勘案し必要な団員数
消防ポンプ自動車 手引動力ポンプ等	<p>【市街地・準市街地】 人口規模に応じた数を基準とし、地域における諸事情を勘案した数を配置</p> <p>【市街地・準市街地以外】 地域の実情に応じて、必要な数を配置</p>	<p>消防ポンプ自動車 5人</p> <p>手引動力ポンプ等 4人</p>